

福 島 市 総 合 教 育 会 議 記 録（第1回）

令和5年6月2日（金）（市長応接室）

9時00分～9時53分

出席者（6名）

市長	木 幡 浩	教育委員	篠 木 雄 司
教育長	佐 藤 秀 美	教育委員	高 谷 理 恵 子
教育長職務代理者	渡 邊 慎 太 郎	教育委員	立 花 由 里 子

事務局出席者【総務部】

総務部長	矢 吹 淳 一	総務課係長等
総務課長	鈴 木 圭 子	

事務局出席者【教育委員会】

教育部長	三 浦 裕 治	学校教育課主幹	佐 藤 厚 生
教育部次長兼教育総務課長	長 南 敏 広	教育総務課・学校教育課係長等	
学校教育課長	穂 積 浩		

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

- （1）福島市いじめ問題対応改善有識者会議からの答申について
- （2）いじめ防止等に関する今後の対応について

4 閉 会

午前9時00分 開 会

市長あいさつ

（木幡市長）

○今日は、緊急で皆さんに集まっていただきました。ご承知のように昨年、本市で発生したいじめ問題に関連し、福島市では昨年、いじめ問題対応改善有識者会議というのを設置いたしまして、12月から集中的に審議をしていただきました。月1回のペースで行い、6回の審議を経て、またその間には、専門家のヒアリングなども行っています。そして5月29日に答申が出されました。

答申の内容はまた後程説明いたしますが、市長部局を含め、いじめ問題への対応を強化しろというもの、二つ目には教育委員会の改革、三つ目はいじめ問題対応スキームの明確化、四つ目は子供と家庭を支える体制の強化、五つ目は、教職員の資質向上に向けた取り組みということで、市長部局と教育委員会の連携強化や情報共有、調査を機動的に行うための体制づくりでありまして、これまでの調査はあくまでもいじめ問題に関連をして、どちらかといえば現場的な対応に対する指摘だったのですが、今回の有識者会議では、そもそもなぜそういうことになるのかといった構造的な背景にも、メスを入れていただきまして、そしてご指摘をいただいたところです。そしてこの有識者会議には、そもそもこの総合教育会議が、いじめ問題に対して全然機能していないのではないか、という審議途中のご指摘を受けて、前回からいじめ問題対応について話し合うようにしました。今回、答申をいただき、早々に対策を図っていきたいと思います。

○条例改正に関しては、これまでも、有識者会議の審議と合わせて、我々内部でも検討して、皆さんと議論を交わしてきました。そして今回の答申を受けて、最終的に答申を確認した上で、条例の改正案を煮詰めているところです。私としては、これまでのこういった経過も踏まえて早々に条例改正を議会に提出したい、と考えています。今6月議会が開会しましたがけれども、6月議会に提案したいと思います。それで今日は皆様に、条例改正案の概要を、ご説明をし、その結果に基づいて、所要の準備を進めていきたいと思います。今回有識者会議から求められていた大きな点の一つは、我々自身のいじめ問題に対する危機意識を上げるという点です。これまでの条例の趣旨の中に、いじめはいつでも、誰にでも起こり得る、ということが書かれています。これは法律などでもそういう規定になっており、関係者はそういう気持ちでやるように、基本なっています。ただ、今までの我々

の対応を見ている、これではまだ少し甘いのではないかというご指摘もありますし、我々もそういう認識を持っています。そういう点で、まずいじめの問題が出たらこれはもう実際に起きているだろう、という認識に立って行動を始めるのが大事だということで、いじめは現に起きているということ、条例の条文の中に入れて、私どもの基本的スタンスを上げたいなと思っています。

○教育に関しては皆さんも動きはご承知だと思いますが、松陵中学校に関しては、着工いたしまして本市初の義務教育学校開設に向けて、工事を進め始めています。昨日中核市市長会で会長に選任されまして、やはりICT教育が今後いろんな大きな仕事をやっていく中で、地域によってかなり大きな差が出ているように、国の方も認識していますし、我々も首長たちとの話の中で、そういうことが窺えるなと思っています。その中で、本市のICT教育はかなり前に進んでいるのではないかなという印象を持っています。その要因は、教育委員会が熱心にやっている面もありますけれども、やはり家庭への持ち帰り、これを許容しているところだと思います。当然のことながら、家庭への持ち帰りにはプラスもあればデメリット、マイナスもあります。各地の教育委員会のスタンスを見ると、デメリットの方を重視して持ち帰りは駄目だと言っているところも当然あり、そういうところはやはり子供たちの情報リテラシーが相対的に落ちているというのがあります。本市の場合は、リスクはあるけれどそれは許容要因として、できる限り家庭学習にも使用して、というところがICTを活用した学習の進展にすごく役に立っているのではないかと思います。これからも色々やる中で、プラスとマイナス両方考えながらやっていかなければならないと思いますが、マイナスがあるからやらないではなく、できるだけいいところは認めて、その上でマイナス面の対策を講じながら、いいところをできるだけ伸ばすようにしていくのが基本的に大事かなと思った次第です。

こういった教育に対する基本的スタンスに関しては、これからも皆さんと議論をしながら進めたいと思います。いろんな方の認識では教育が非常に重要な課題ですので、これからも最重視をしてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

今日はよろしく申し上げます。

議題（１）福島市いじめ問題対応改善有識者会議からの答申について
（木幡市長）

1点目は、いじめ問題対応改善有識者会議の答申についてであります。
事務局からご説明をお願いします。

（学校教育課長）

○それでは事務局からご説明差し上げます。

有識者会議ですが、6回の有識者会議行いまして、いじめ対応改善のための審議を頂き5月29日に答申を頂きました。方針の柱が5つございますので、それぞれ簡単に説明させていただきます。

○お手元の議題1、いじめ問題対策の方針の4ページ。

まず1つ目の柱が市長部局を含めたいじめ問題の対応強化ということで、1つ目、市長と教育委員会は、総合教育会議においていじめ問題の情報共有を図ることで、より連携した対応をするべきである。ということで、市の条例の19条におきましては、教育委員会から市長への報告を義務付けている、市長と教育委員会がそれぞれの動向を十分認識した上で、徹底した情報の共有がなされるべきである。お互いに一定の関与ができる仕組みとするべきだという答申を頂きました。

2番、市はいじめ問題に対し教育委員会と市長部局を含む関係部署との連携を図る体制を整備し、包括的に対処すべきである。ということで、これにつきましては（1）重大事態発生に伴う対応プロセス等の明確化と、（2）いじめ対応プロセスの可視化ということで、答申を頂きました。教育委員会、市長部局等を含めて、いじめ対応につきまして重大事態が起きた場合には、市の条例や市の基本方針について早急にいじめ防止等の整合を図りながら、市の条例に立ち返りながらその趣旨に沿った対応をしなければならないという事と、どのように対応していくかということで、プロセスが複雑になってくるため、保護者をはじめすべてのいじめ問題の関係者が理解できるような、フローチャートなどを作成し可視化しておくことが肝要である、というような答申を頂きました。

○2つ目の柱でございますが、教育委員会の改革というものでございます。6ページからになります。

1、合議体の執行機関として、教育委員の意思、意見が十分に反映できるような仕組みづくりを再確認すべきである。ということで、教育長と教育委員会で構成する教育委員会会議において、重大事態を含むいじめ問題を議題として取り上げ、会議においてより活発な議論が行えるよう、教育委員は勉強会研修等通じていじめ問題に係る知見の蓄積をさらに図るべきである。教育委員会事務局は、教育委員会が的確に状況を把握できるような情報提供のあり方の工夫をすべきだという

答申を頂きました。

2、教育委員会事務局はサポートチームを活用するにあたり、その役割を明確にすべきである。現在、学校の方からいじめを認知しましたということで、教育委員会へ報告がありますが、その際に学校からの要請に応えまして、教育委員会の方から指導主事、スクールカウンセラー等を学校へ派遣、サポートチームということでその支援の方を行っているところでございます。その支援をしていく途中で、その事案が重大事態になった場合、引き続きサポートはしていくのですが、サポートチームの構成員に関しては公平性等も含めて、これまで携わっていなかった専門家や行政出身者をメンバーに加えた新たなチームを派遣するという事と、支援なのか調査なのかをはっきりする為に保護者の方にも伝えながら、サポートチームとして役割が十分に果たせるようにしていくべきだという事で答申を頂きました。ただ、私たちとしてはやはり、最初に入って重大事態にならないような支援が大きな目的と考えておりますので、その効果的なタイミングで該当の学校に派遣できるように考えていかなければならないという答申も頂きました。

3番は、いじめの防止やいじめ問題への対応について、心理、福祉、法律、医療等に関する、専門的知識を有する人材の確保に努める必要がある、ということで、答申頂きましたのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用する、教育委員会に法律の専門家を配置するという事も検討すべきであるというような答申を頂いたところでございます。

○続きまして3つ目です。いじめ問題対応スキームの明確化。8ページになります。いじめ防止法と市条例、市基本方針の整合性を確保し、重大事態への対処、調査の実施について、恣意的な解釈の余地をなくすべきである。ということで、いじめ事件の調査報告書によりますと、重大事態発生への疑いがある旨、保護者から訴えがあって調査を要請されたにも関わらず、市条例第20条に規定されている必要がある時に該当しないと教育委員会は判断したという事で、必要があると認める時、と恣意的な解釈をする余地を無くす為に、いじめ防止法の規定に無いそのような文言の見直しを図るべきであるという答申を頂きました。

2番、重大事態発生時の調査を機動的に行えるようにすべきである。

今回有識者会議の中で一番大きな部分であったと思いますが、重大事態発生時の調査をいかに機動的に実施するかを検討して、ご意見を伺ってきたところでございます。重大事態の調査を行う主体をどうすべきかについて議論を重ねて頂きました。まず、重大事態発生時に迅速かつ機動的な対応を確保する為に、調査主体を増やすべき。尚且つ、いじめ防止法第28条第1項に規定する、市立学校や、

教育委員会事務局内に設置する組織を、公平性及び客観性を十分確保する事を条件に、調査主体の連携に加える。というような答申を頂きました。さらに一方で、いじめ防止法第28条第1項第1号に規定される、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時に該当するような場合、事態の重大性に鑑みまして、より公平性客観性及び整合性を高めるために、第三者組織での重大事態の調査を行わせるべきであるという答申を頂きました。これにつきましては議題の2つ目とも関係してまいりますので、後程説明させていただきます。

○続きまして4、子供と家庭を支える体制の強化。10ページでございます。

子供を心理面から理解し、ケアや指導を充実させると共に福祉面でも子供と家庭の継続的な支援が重要であることから、教育関係機関と児童福祉関係機関の連携を推進していくべきである。これにつきましては、市立学校はもちろんですが、市としましても、医療機関、それから警察、児童相談所等を含めた幅広い連携により、地域全体で子供と家庭を支援していく体制強化に取り組むべきであるという答申を頂いたところです。

○最後5つ目でございますが、教職員の資質向上に向けた取り組みでございます。

1つ目、教育委員会はいじめ問題対応の改善の為に、教職員のリーガルマインドを涵養し適切な体制を構築すべきである。リーガルマインドの涵養を念頭においた各種研修により、市立学校教職員の意識改革を図り、組織的対応の重要性に対する認識を深めていく事が大切であるという答申を頂いております。

2つ目でございますが、教育委員会はいじめ問題対応改善のために教職員に対し、児童生徒の内面理解に資する研修を実施すべきである。これにつきましては、児童生徒が発するSOSを適切に受けとめる力を、教職員に身に付けさせる必要がある。教育委員会事務局は教職員に対し、児童生徒の内面理解に資する研修を、専門家の協力のもと実施すべきである。いじめ予防の観点から、調査報告書の提言にあります、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく方策についての研修、児童生徒自らがいじめを生まない学校風土づくりに主体的に反映できるような、研修を実施すべきであるというような答申を頂いたところでございます。

以上、簡単ではございますが、有識者会議からの答申の5つの柱を中心にお話をさせていただきます。

（木幡市長）

○答申自体の説明ということですが、加えて言うならば13ページ。これは最後のまとめでありまして、特に1番最後の段落で、いじめは、いつでも誰にでも起こり得るという認識を超えて現に起きていると認識すべきである、という事で委員長からも強く申し入れを出されたところです。

○皆さんからご質問等がありますか？

答申自体は問題ありませんね。

議題（2）いじめ防止等に関する今後の対応について

（木幡市長）

続いて条例改正に関する今後の対応、全体のいじめ防止に関する今後の対応について説明して下さい。

（学校教育課長）

○それでは資料2をご覧ください。

この答申を受けまして、条例改正の方向性についてご説明をさせていただきます。

○1つ目、基本理念ということで市長からも再三ありましたが、いじめは誰にでも起こり得るという認識を超えた、現に起きているという意識を高めるということで、条例内基本理念に関するものにつきまして、現在「いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち」という文言を、さらに危機意識レベルを上げて、いじめは「現に起きている」という文言に改正する方向でございます。

○2つ目といたしましては、先程も申し上げました、重大事態に対して迅速かつ公正に調査を実施できるものといたしまして、重大事態が発生したら必ずかつ速やかに調査を開始するという事で、「必要に応じて」という恣意的な判断を無くすという事で、そのような文言を削除いたします。

2つ目は調査組織を明確にして、公平性・客観性を担保するという事で、改正後は先程申し上げました3つの調査主体から重大事態を調査。この調査主体を、今回、福島市のいじめ重大事態調査委員会、いじめ防止対策推進保護法に基づいた教育委員会が事務局内に設ける組織、それから市立学校に設ける組織ということで、この3つの調査主体から重大事態を調査する事により、機動的に調査の方を行うという事で改正していきたいと考えております。

なお、この(2)。現在いじめ問題対策委員会というものがございます。条例にお

きましてはいじめ問題対策委員会においてのみ、重大事態の調査をすることができるという事になっております。これを3つの調査主体にすることにより、機動的に、それから公平性・客観性というものを担保しながら調査を進めていくという事であります。今回、色々見直しを凶ったところ、いじめ防止法といじめ防止条例、教育委員会と市の基本方針、ここに齟齬がある部分が見られました。ここにつきましても、資料2の下の表になりますが、防止法、防止条例、基本方針ということで、しっかり整合性のある改正をしていきたいと考えています。

○資料2の2ページでございますが、答申の中にもありました重大事態への対応フロー図ということで、この文書を作り公表していきたいと考えております。

今お話差し上げました3つの調査主体というのは、市立学校における組織、教育委員会事務局に設ける組織、そして重大事態調査委員会という3つの調査主体で調査を行います。児童生徒の心身等生命に関するような時には、教育委員会の方でその調査自体は選択していく訳ですが、重大事態調査委員会の方ですぐに調査。それから、いじめによる不登校重大事態の場合には、基本的には市立学校に設ける組織という事で調査をすると考えているところでございます。

これまでありました、いじめ問題対策委員会でございます。この委員会に関しましては、市立学校及び教育委員会の事務局に設ける組織が行う重大事態調査への助言を行うことができるということで、この委員会は調査をする事はありません。この委員会の中にあつた調査できる部分を、今回重大事態調査委員会で行うこととなります。

○3ページにつきましては、それぞれの調査主体の構成メンバーでございます。

いじめ重大事態調査委員会につきましては、基本メンバーが学識経験者、弁護士、医師、心理福祉分野の専門家5名以内からなる委員会で、いじめ問題対策委員会の委員もこの重大調査委員会の委員を兼ねることができます。

2つ目が、教育委員会事務局に設ける組織ということで、これは主に教育委員会事務局内の指導主事。それからスクールカウンセラー等になりますが、そこに市の行政出身者ということで市の職員の方も含めた重大事態チームということで調査を行っていく事にします。市立学校における組織としましては、それぞれの市立学校の設けるいじめ対策組織に第三者を加えてということで、例えば教育委員会内のスクールカウンセラー等を入れて、市立学校における組織で調査の方を進めていくというような形で考えております。

以上、議題の2つ目の説明を終わります。

（木幡市長）

○条例改正の方向性に関して皆さんからご意見ありますか。

（渡邊委員）

○最後の各調査主体に関する部分で、3つの調査主体を想定したご説明があり、その中でいじめ問題対策委員会の委員さんが重大事態調査委員会の委員を兼ねることができるという制度を想定しているという事だと思います。そのことに関しては、この有識者会議の中で、対策外の委員が調査委員会の委員を兼任することができることについてのご意見、許容する方向、批判的方向などのご意見はございましたか？

（学校教育課長）

○問題対策委員会の委員が重大事態調査委員の委員になることについては、問題対策委員会は改正後において調査は行いませんので、この委員が調査委員会の方を兼ねても特に問題はないという、お話でありました。

（木幡市長）

○書いてありますね。7ページの上から2段目。

以上のことを踏まえると、当事者である児童生徒そして保護者に対し、「支援」から「調査」に切り替わると十分に説明し理解をしたうえで、公平性、客観性を担保するため、「支援」に携わっていないサポートチームのメンバーを一部加える形で新たに重大事態の調査を行うチームを編成し、調査を担当することは否定しないとする見解に達したと。

（渡邊委員）

○あえて言うと9ページの上から2段目辺り、この書き方ですと、対策委員会に調査を行われることは客観性に課題があるという書かれ方をされているので、議論されていたのであれば、議論状況を確認できればと思いました。

（木幡市長）

○差し支えないというよりは色々な事実確認の部分もあるので、見識を活かすという点では兼任する事も否定はしない。ただ当然の事ながら、殆どが兼任は基本的に駄目で、あくまで基本的には別です。一部の方に兼任させるのはOKだという

委員長の話だというのは認識しています。説明として、全部が重なっても良いような説明ではないです。あくまでも一部。

（渡邊委員）

○今の点、もう1度定例会のときにまたご報告頂ければと思います。

もう1点、同じく調査主体の3組織の関係で、この答申書によるといわゆる1号議案、先程ご説明ありましたが、生命身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時は、3つあるけれども、重大事態調査委員会でやるべきだというご意見。フローチャートでは3つ並んでいますが、事案によって教育委員会として選択ではなく、必ずここでやりますという類型がそれぞれあるという理解でいいですか？

（学校教育課長）

○まずは学校の方から、このフロー図でいきますと1番、重大事態の発生報告がありまして、教育委員会が調査の指示をする事にはなりますが、重大事態におきましては重大調査委員会の方で考えております。尚、市の教育委員会の方で指示する際、委員の皆様にもご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

（木幡市長）

○基本的に自殺とかの場合は重大事態の調査委員会だと最初から書いてもいいですし、不登校でもいじめの懸念、自殺の懸念もあるので、懸念など実質的な面を勘案して選択しないといけないです。

（学校教育課長）

○フロー図の、それぞれの調査組織の米印で書かれていますが、今市長がおっしゃったように、必要に応じて調査組織の変更可能としています。

（木幡市長）

○変更ではなく、自殺の時は最初から重大事態調査委員会に行くので、それをきちんと明記したらいいということです。

（渡邊委員）

○やはり必要に応じという判断をしてしまうと、今までの条例でせっかく直そうと
している恣意的な判断を外すというのが、機能しなくなるのではという懸念が残
る。

（木幡市長）

○調査するのは間違いないです、そこは違います。

（渡邊委員）

○どこで調査するか判断を教育委員会会議でやる事になると思いますが、そこも
恣意的にならないようにする為に、こういう場合、基本はこれが想定される、と
いうことも条例に書き込むのは難しいと思いますが、ルールとしてはやはり考え
ていきたい。

（木幡市長）

○改めて申し上げますと今回のポイントは、条例改正の方向性の資料に戻って頂きま
すと、まずは1番目で危機レベルを上げる事です。2番目は、その重大事態の調
査に関して、1つは迅速かつ機動性を持って必ずやるというのが1つのポイント。
それから、公平性・客観性を担保するというのもう1つのポイント。迅速かつ
機動的に必ずやるという点では、最初の恣意性を許す表現をまず削除するという
もの。それから、この調査主体を明確にして3つ設ける。これまでからすると1
つ増やす事で機動性を担保する。ただ公平性でいうと、ここで見て頂ければわか
ると思いますが、これまでの条例とか法律の目標。これまでは、いじめ対策委員
会というもののの中に専門部会がある。しかしその対策委員会の性質自体が、いじ
めのある意味では助言組織などの会議だったわけです。その人たちが自分のやっ
たことを調査する話になるので、それからサポートチームも学校の組織もそうで
す。サポートチームは入っていて、実際に支援をする人と、その後チェックする
人と一緒になるような形になってしまうので、そこは下の表にあるように切り離
しをする。条例と方針、いじめ防止法、この辺をきちんと整合性をとっていく。
福島市の特徴とすれば、法律上教育委員会ごとに設けられる組織というものの、
実際にどういう風にするかというのは、2つの組織でもって対応するという形に
なっています。そういった意味では、より機動的にやれる、かつ今回で公平性・
客観性もこれまでよりは、少なくともまず形にはなりました。ただ機動性という

場合、ゼロから調査組織が動くとなると機動的な調査にならないので、ある程度知っている人も入れて、うまく迅速性と公平性・客観性も調整を図るという形にしています。

（高谷委員）

○指摘されて振り返った時に、この大きな視点からどんな風にして流していくのかというところに関して、チェックする視点を私自身も持てていなかったという意味で深く反省したいと思いますし、ご指摘を頂きながら考える場を頂けて、なおかつ条例も改正していただけるこの流れに本当に感謝したいと思います。

今の話の流れですが、まずサポートチームが支援をメインに関わっていく。そこから調査ときちんと切り離されるというところが、子供に寄り添っていきながら客観的にやっていくという意味で非常に良い案だなと思っておりまして、ただ迅速性っていうところを担保するためにそこを兼ねる場合がある、必要に応じて兼ねる。公平性と迅速性はトレードオフなところがあって、ここは検討してそのステップを踏んで、あえて入れることを認めていくという趣旨で、すごく現実的な対策だと思います。価値が高いと思うのですが、これを保護者の立場から見た時にどう映るかとなると、やはりそこで本当に公平性が保たれるのか、客観的に把握してもらえるのか、という不安も起こり得る、不安を残してしまう可能性もあるので、ここでの議論があってこの判断をしたというところまで、保護者も含めてきちんと伝えられるような仕組みづくりも、意識して作っていく必要があるかなという風に思いました。

（木幡市長）

○それは私もこの答申自体それをきちんと説明して、理解をしてもらった上で、お伝えしなければいけないのかなと思いました。

（佐藤教育長）

○今の件に関して、よろしいですか。

この支援に携わっていない専門家、それから行政出身者を加えることが大切だと考えています。なぜなら、教育委員会の指導主事などは教員出身ということで、学校の味方をするのではないかというような見られ方をしてしまうところがあるので、こういった形で公平性を担保しますよという風に、それを伝えていく努力をしていきたいと思えます。

（学校教育課長）

○もちろん支援から調査の方に移る際には、保護者の方にも説明を差し上げ、支援で入っていましたが調査で入りますということをしっかり伝えて、保護者と連携を図りながら、ご意見を踏まえながら進めていきたいと思えます。

（木幡市長）

○他いかがですか、どうぞ。

（立花委員）

○2つほどですが、1つは、支援と調査の違いというところが、明確に区切れるものでしょうか？ここまでは支援です、ここまでは調査ですという。答申を読んだ時も、支援と調査の境目が私にはちょっとわからなかったのですが、例えば具体的にどういうことを支援という風に言っているのか。

（学校教育課長）

○学校でいじめを認知した段階で、教育委員会に報告があり、学校の方から要請がありまして、そこに入るサポートチームは支援で入ります。ただ、その中で重大事態となった場合、そこからは調査主体になっていくと考えております。

（立花委員）

○いじめが発生しましたと入った場合には、調査はしないということですか？

（学校教育課長）

○そこは支援になります。

（立花委員）

○その段階では支援ですね。重大事案になってからが、調査。

（木幡市長）

○重大事態になったという認識があって、その上で教育委員会がこういう形で調査します、とした段階からが調査。それまでは事実関係を聞きながらサポートをしなくてははいけません。それはあくまでも支援で、立ち上げたらもう基本的

には調査で。ただ実際には、調査が始まって支援は必要なんです。その場合に、被る人はできるだけこの支援から外れてもらうというのが基本かなというふうに思います。支援は他にもいるので、あまり同じ人が両方で中心になっていると疑念を持たれますから、そこは運用上公平性をできるだけ担保できるようにしておく必要があります。

（立花委員）

○もう1つですけれど、今回の条例改正に関しては重大事態の発生のところに焦点が当たっていると思いますが、重大事態に至っていないいじめに関しては、従来通りの対応ということになるのでしょうか？

（学校教育課長）

○はい。学校におけるいじめ対応組織で、そこに私たちに要請があってサポートチームとして入って対応しているということになります。

（渡邊委員）

○どういう仕組みづくりが必要かという点について、今までなかなか定例会で積極的に議論が足りなかったというのは高谷委員さんがおっしゃったことと同じように考えているのですが、もう1つ仕組みを作っても、定例会のあり方として積極的に状況をお聞きしていったり確認していったりするところも、足りなかったというのは反省しております、フローは大事だし、条例改正も大事ですが、その上でそこにどう設けるかという意味で、どういう形で、定例会でご報告を頂くか、大事になってくると思うので、答申で意見いただいた教育委員会会議をもっと充実させていく必要があるかなと感じました。

（木幡市長）

○これは教育委員会だけでなく私も絡むので、この前にお話したように大体年に3回ぐらいは定期的に総合教育会議を開いて、いじめの状況を報告します。そこで我々全体がいじめに対する関与ができていますし、その場合にあくまでも重大事態ではなくて、それに近いようなものも匿名性を確保した上で議題として取り上げたいと思います。

○あとはある程度、しっかりと実質的に状況を見て判断していく事が大事かと思えます。この方針で条例改正或いはそれに伴う様々な検討、進めさせて頂きたいと思

います。

今日の議題、以上ではありますけども他に何かありましたら。

（立花委員）

○答申の中で教育委員会改革ということで、教育委員が正確に状況把握できるような情報の提供のあり方というところの答申もあるんですが、会議などに来る前の資料の開示がギリギリの時間になっていて、教育委員として読み込んで、その中で不明な点を自分で調べる時間がないです。そうすると、委員会に入った場合、自分の個人の経験や考えからしか意見を言う事ができないので、情報提供のあり方を工夫すべきところで、もう少し前もって不明点を解消するような時間があると良いなというのは、お願いしたいです。

（木幡市長）

○それは改善するように事務方に指示をしたいと思いますが、事務方とすれば今回も全部セットで送ったのでは。

（事務局）

○そうです。

（木幡市長）

○セットで送りますと、今回のものは私も配布事務と資料調整もしたりしているので、やはりどうしてもそこは時間がかかると思います。ですから、まだ調整中の部分とそうではない、例えばこの答申は変わりようがないので、これは最初に皆さんに送ったという事です。その辺の資料の出し方は、弾力的に行って下さい。場合によっては差し替えの場合もあり得るという事で。

（高谷委員）

○答申の、終わりの時をすごく大事にしていきたいという思いがあって、今回いじめの対策に関して教育委員会だけではなく市の行政出身者の方にも入って頂くという事で、学校文化だけの問題ではなく、いじめというのはある意味大きなくくりでいくとハラスメントな訳ですけれども、福島市全体がハラスメントに対してどういう態度をとっていくのか。市の行政の内部、それから教育委員会の内部だけの話ではなくて、例えばカスタマーハラスメントという話もあったり、保護者

とどう付き合っていくかというところもあったり、色々な所でハラスメントというのは起こっていて。いじめの話をしている分には子供同士の話だけれども、現実の社会の中で、私達の周りで、私達自身がこういうハラスメントを体験しているという現実もあって、今の現代社会の中で私達がどう生きていくかというところと照らし合わせながら、大人が変えていく姿勢を見せるという事が子供に伝わっていくと思う。子供のいじめの問題を無くしていく為には、大人の社会がどう変わっていくかというところを自分の事として考えていくということも必要なのではないかと思っていて、そのあたりに関しては教育委員会の中で考えるとともに、市の行政の皆様の中でハラスメントをどう取り扱っていくのかというところも伺いながら、整合性を取りながら一致した態度を取っていけると、より総合教育会議の意味も出てくるのではないかと思う。これを機会にいじめにとどまらず、議論できる場をまた作って頂けると有難いと思いますし、私達も考え続けていきたいなと思います。

（木幡市長）

○場づくりというのは言って頂ければいいと思います。素材がないとなかなか議論が深まらない部分もあるので、抽象論でやるよりは個別具体例をもとに話ができたらとおもいます。

（教育長）

○最後に私から。

これから条例改正等があって、そしてそれを学校現場にしっかりとおろしていくという形になると思うのですが、その時のポイントが3つだと思っていて、冒頭から市長がおっしゃっている、3つの共有のうちの1つは、危機意識の共有。これはもう、全員がそれを持たなきゃいけない。2つ目は、それぞれが果たすべき責任があり、関わっていますので、その責任をしっかりと共有する。それだけではなくて、やっぱり動かしていくためには希望の共有という事も必要だ。つまりそれをやることで、いじめで苦しむ子供たちが1人でも少なくなると。重大事態の発生を抑える事ができると。そこに繋がるのだという、共有。ですから、危機意識と責任とその希望というものを、学校現場としっかりと共有できるように伝えていきたいと考えています。以上です。

（木幡市長）

○以上で、今日の総合教育会議は終了致します。ありがとうございました。

午前9時53分 閉 会